従五位に叙する
工藤　由則　倉澤　章　加藤　實
齋藤　振一　檀上　盛男
従六位に叙する（各通）
石田　悟　宮田　幸次
正七位に叙する（各通）（以上十一月三十日）
春藤　忠男　松澤　正志　宮木　正明
村山　清治　山口　弘
従六位に叙する（各通）
内田　利雄　小川　泰　吉川　亮一
正七位に叙する（各通）（以上十二月一日）
安住　重彦
正六位に叙する
奥野　光雄　関　繁起　田中　幸雄
中川　義男　藤元　鎮雄　安田　正宏
従六位に叙する（各通）
大河内　拡　大谷　力　佐藤　清
鈴木　正尚　竹之下道則　宮田　勇
正七位に叙する（各通）（以上十二月二日）
亀田　佳伸
正七位に叙する
（茨城県茨城町消防司令）
従七位に叙する（以上十二月四日）
鬼澤　栄

○叙勲

旭日双光章を授ける　青木　秀信　長谷川昭一
旭日双光章を授ける（各通）
中廣　文男　中村　忠夫
村上　喜春　山田　進
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月二十一日）
阿久津善太郎　片岡　佶
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十二日）
兼原　繭次
旭日双光章を授ける
坂本　静夫
旭日単光章を授ける（以上十一月二十三日）
柿崎浩之助　南條　充男
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十四日）
安食彌兵衛　菅原　秀實　高橋　昌司
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十五日）
山口　公久
旭日中綬章を授ける
成見　三利
旭日双光章を授ける
（南アルプス市議会議員）
齋藤　秀男
旭日単光章を授ける（以上十一月二十六日）
松方　康
旭日中綬章を授ける
津田　勉
旭日双光章を授ける
石井　勝也
佐藤　正　大塚　渉
旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月二十七日）
藤本　幸雄　兒玉　久人
瑞宝小綬章を授ける
石井　満春　遠藤　裕資
佐野　操　千葉　四郎　櫻井　正房
細野登代三郎　西浦　末壽
瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　正雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十一日）
池田　利二　木久山保行　小泉　洋一
田中　哲藏　永井鎮之助　平田　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　義孝　中川　本芳
日笠　敏彦　平間　忠光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十二日）
佐々木　勝　岩永　修
瑞宝小綬章を授ける
荻田　彰　小澤　道夫
鷹田　芳朗　益城　勇士
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十三日）
薄田　治　大平　傳明
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　孝　石濱　洋一　小森　三藏
大橋　祥八　岡崎　希輔　大砂古幸則
川田　茂光　桑原　駿　角田　和夫
後藤　謹　**齋**藤　武　後藤　昌次
篠田　輝孝　鈴木　愛雄　佐々木英子
丹羽　孝志　野原　文雄　中山　功
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒井　俊徳　小柴　正雄
吹谷　勇　村上美枝子
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十四日）
岩見　律男　大久保藤男　田村　敏夫
木下　隆夫　熊澤　忠夫
篠田　猛　多屋　眞　上島　文男
瑞宝小綬章を授ける
畑中　榮治　林　友雄　倉田　高明
松井　巨　三橋猪虎馬　丹羽　興二
山下　瀧彦　渡邊　正志　前原　祐二
瑞宝双光章を授ける（各通）
森本　清彦
度會　辰雄
櫛橋　右一　田村　茂
松元　春雄　山本　正人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十五日）
山口　節郎
（大阪大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
関根　正喜
瑞宝小綬章を授ける
油本　幸夫　小池　五郎
酒井　良太　添田　嗣夫
園田　稔　竹内　弘　多々納今子
壷井　琢磨　鶴谷　壽　和田　清
瑞宝双光章を授ける（各通）
安西　修　岩尾　修一　木村　敬三
鈴木　宏文　高口　和男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十六日）
津曲　義光
瑞宝重光章を授ける
木野村健一
瑞宝小綬章を授ける
秋元　邦治　落合　義雄　中台　昭
藤田　哲男　前田　明彦　山木　肇
山田　豊
瑞宝双光章を授ける（各通）
登坂忠二郎　林　久夫　村松　久雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十七日）
神尊　泰雄　西山　忠成
瑞宝双光章を授ける（各通）（十一月二十八日）
松浦　勝朗
瑞宝双光章を授ける
織戸　勇　高橋　政夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十九日）
鈴木　勝
瑞宝単光章を授ける（十一月三十日）
山口　弘
瑞宝双光章を授ける
松澤　正志　宮木　正明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十二月一日）
中川　義男
瑞宝双光章を授ける
奥野　光雄　安田　正宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十二月二日）
亀田　佳伸
瑞宝双光章を授ける
（茨城県茨城町消防司令）
瑞宝単光章を授ける（以上十二月四日）
鬼澤　栄

皇室事項

御答電

天皇陛下から十二月一日ラオス国国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項に基づき次のとおり公示する。

平成23年12月27日

中部地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1号	名古屋市中川区昭和橋通九丁目51番3から同市中川区昭和橋通九丁目70番1までの上下線
一般国道	1号	名古屋市中川区下之一色町字北起48番1から同市中川区下之一色町字権野28番1までの上下線

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、栃木労働局の関係労働者を代表する者加部和夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年12月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年1月17日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　栃木労働局職業安定部職業安定課